

## 事業継続緊急対策（テレワーク）助成金 Q&A

（規模に関すること）

- 予算規模は何社の想定ですか。

→ 1社あたりの助成上限額を250万円とし、100社分を予算計上しています。

（要件等に関すること）

- 東京都が実施するテレワーク導入に向けたコンサルティングは必ず受ける必要がありますか。

→ 本助成金の要件として「都が指定するコンサルティングを受ける」ことは定めていません。

- すでにテレワーク規定がある場合、申請できますか。

→ テレワーク規定のある・なしに関わらず、申請できます。

（「新規導入」・「導入済みで拡大」のいずれも可。）

- 現在、都が実施する補助金（はじめてテレワーク等）を申請中ですが、併用できますか。

→ 併用はできません。

ただし、現在、他の事業を利用している場合は、「実績報告」が完了したのちに、追加で取り組む拡充部分については申請が可能となります。

- 従業員が10人未満ですが、就業規則の作成の必要はありますか。

→ 就業規則作成義務のない従業員10人未満の企業等の場合には、緊急対策の趣旨を踏まえて就業規則の作成・提出は不要とします。ただし、テレワーク規定については作成・提出してください。

- 支給決定日以降、6月30日までに完了する取組とは、何を完了すればいいですか。

→ 6月30日までに補助対象となる機器の購入・設定が終了し、テレワークが実際に開始できる状態にする必要があります。

なお、実績報告の提出期限は、7月31日となります。（郵送必着）

- 「テレワークを活用した事業継続及び従業員の安全確保にかかる計画」（様式第1-2号）の作成で気をつけることはありますか。

→ 今回申請する機器等の購入は、この計画書に記載する「1 テレワークの活用により継続が可能となる主な業務及び対象者」の記載内容は、「事業計画書兼支給申請書」（様式第1-1号）の記載内容と整合性のあるものにしていただく必要があります。例えば様式第1-1号で導入機器・ツールとしてデザイン職に貸与するパソコンを記載した場合、様式第1-2でもデザイン職の業務が記載されている必要があります。

なお、本助成金が事業継続緊急対策のための助成金であることから、特別な事情を抱えた従業員のみ限定してテレワークを認める規定となっている場合は助成対象と

なりません。

(その他)

●テレワーク導入プランに掲載の商品のみが対象ですか。

→導入プランから選択する必要はありません。ただし、助成対象となる機器等には指定があります。「事業継続緊急対策（テレワーク）助成金 募集要項」Ⅲ. 助成対象経費について（10頁～）をご確認ください。

●申請方法は郵送のみですか。

→郵送のみです。